

17. 危険ブロック塀等除却促進事業補助金

◆事業内容

児童・生徒が通う通学路や避難路等の道路に面した危険なブロック塀等に対し、子ども達を含め市民の安全・安心の確保、個人の財産、生命を守ることを目的として、ブロック塀等の除却費用を補助します。

◆対象となるブロック塀等

道路に面して設置されているコンクリートブロック塀又は石塀

- ① 建築基準法の規定に適合しないもの
- ② 傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの

◆対象となる人

- ① 市税を滞納していない人
- ② 市が危険と認めるブロック塀等であること
- ③ 他の解体の補助制度と重複していないこと
- ④ 該当敷地において、初めて補助制度の交付を受ける人
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有している以外の塀等

◆補助金額

4千円×除却面積（㎡）（上限10万円）

◆申請期間

毎年4月頃から1月頃まで

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp